

公共下水道区域外の方へ 浄化槽の設置希望者を募集します

申し込み・問い合わせ
下水道グループ
(☎09052)

※下水道グループホームページ『個別排水処理施設整備事業のご案内』もご覧ください。
<http://www.city.noboribetsu.lg.jp/gesui/page8.html>

市は、公共下水道区域外の地域を対象に浄化槽整備事業（個別排水処理施設整備事業）を行っています。

浄化槽とは

浄化槽は生活排水を各家庭で処理できる個人下水道です。槽内では微生物が有機物（汚物）を食べて分解してくれます。宅地内の乗用車1台分のスペースで設置でき（工事期間は約10日間）、衛生的で快適な水洗トイレにすることができます。さらに、各家庭の生活排水をしっかりと処理してくれるので、身近な生活環境の改善や保全に大いに役立ちます。

事業の内容

浄化槽の設置を希望する方の申請により、市が浄化槽を設置し維持管理（保守点検や清掃など）します。

対象となる地域

- ◆**全地域** カルルス町、上登別町、登別温泉町、札内町、富浦町、来馬町、鉦山町、川上町
- ◆**一部の地域** 中登別町、登別東町、登別港町、新栄町、幸町、千歳町、常盤町、柏木町、片倉町、青葉町、緑町、若山町、富岸町、上鷺別町

工事

- ▶**市の工事** 浄化槽の設置工事
 - ▶**個人の工事** 水洗トイレへの改造工事や生活排水を浄化槽まで流すための排水設備工事
- ※これらの工事は融資あっせん制度の対象になります。

対象となる建物

専用住宅、店舗併用住宅、共同住宅、事務所
※別荘は除きます。

設置後の負担

- 市が施工した浄化槽の設置工事費の1割を分担金として負担していただきます。分担金は5年間、年4回（20回）に分けて納めていただきます。
- 使った水の量に応じた下水道料金相当額を使用料として、2カ月に1度納めていただきます。
- 浄化槽に空気を送るブロワなどの電気代は使用者に負担いただきます。

申し込み

募集は通年行っていますが、年度ごとの設置基数に限りがありますので、お申し込み・ご相談はお早めをお願いします。



浄化槽の設置希望者を
募集します

広報のぼりべつ2012年 5月号